

**** 相談活動50年、一人でも入れる組合です **** 支部携帯：090-8109-7682
TEL:044-811-4138 FAX:044-811-4144 メールアドレス:jmitu-kawasaki@aioros.ocn.ne.jp

いよいよ22春闘本番です JMITU川崎支部 春闘の取り組み進む！

日本シャッター分会要求決定

日本シャッター分会では、民事

再生終了から満9年を迎えています。この9年間に社員全員が対象となる賃金の引き上げは19年の物価手当1万円と20年の健康管理手当5千円のみとなっています。組合は、全社員を対象とした賃金の引き上げが必要で、とりわけ07年から15年間連続して賃上げゼロが続いている基本給の引き上げを求めています。

また、昨年会社にも提出した資料にも示した通り、基準内賃金（通勤手当を除く）に占める『基本給』の割合が06年の84.6%から現在は69.3%にまで落ち込んでいます。基本給本来の位置づけを根本的に見直し、その引き上げを求めています。

一時金（賞与）については、年間で3ヶ月に到達しておらず、直近の2年間でも2・9月に留まっています。一時金は、私たちの生活を支える賃金の柱の一つです。

会社は従業員の生活に充分に考慮し、賃上げとともに「生活水準の維持を最優先に」した回答を求めます。

営業社員のやむを得ない休日出勤の代休取得、又は休日勤務手当の支給も切実な問題で、会社はこの問題に真剣な対応を求めます。年次有給休暇の時季指定についても、（この支部報の4ページ）に詳しい内容をまとめましたのでぜひお読みください。罰金まである大事な労働条件なので誠実に対応を望みます。

三和エレクトロニクス分会要求提出

三和エレクトロニクス分会では、職場のアンケートにより、賃上げの要求額を千円引き上げました。若年層から再雇用者に至る幅広い要求を作り上げています。皆さんで実現させましょう。

下の表は、JMITU川崎支部の『日本シャッター分会』と『三和エレクトロニクス分会』の22年春闘の要求内容です。

昨年要求と同じか上回る要求内容となっています。職場の皆さんのご協力お願いいたします。

（記・浅岡）

支部・分会名	要求・回答日	22年要求内容
日本シャッター分会	要求日 予定 3/24 回答日 予定 3/22～3/25	1. 賃上げ 雇用形態の如何に拘らずフルタイムで働く社員の基本給を一律5000円引き上げること、短時間勤務者はフルタイマーに準じて引き上げること。 2. 夏季一時金 正社員基本給の1.8ヶ月を支給し、「年間3.2ヶ月の一時金」とすること。 3. 継続要求 ① 営業社員が休日に工事等で出勤し、代休が取れない場合は休日勤務手当を支給すること。 ② 年次有給休暇「時季指定の5日付与」は、企業側が「消化日」を指定することが義務付けられているので、その指導を強化すること。
三和エレクトロニクス分会	要求日 2/22 回答日 3/9	賃上げ一律18,000円 初任給の改善 中途採用の賃金改善 再雇用者の賃金改善 JMITU統一要求

第70回臨時大会

記・小林

2月13日(日)川崎支部事務所
 所で13時から行われました。
 参加者は(敬称省きます)長谷川
 清、細谷静、矢部、浅岡、光田、
 小林、石田洋司、細谷あ、澁谷の
 9名でした。

運営委員は矢部さんが行い、
 議長は三和エレクトロニクス分会
 の細谷静雄さんが行いました。



運営委員の矢部さんから臨時大

会の成立宣言があり、招集組合員
 が21名で参加組合員が9名。委
 任状が6名です。11名以上で大
 会成立なので15名で大会成立し
 ました。

長谷川委員長挨拶

22春闘の状況で今日NHKで
 経団連の人と政府の人と大きな組
 合の連合で春闘について話をもた
 れました。この前のJMTU中
 央での話しの中で諸々の組合も含
 めて今春闘で大幅賃上げは必要だ。
 今まで取組まなかった組合も取り
 組んでやらなければならぬ。日
 本の賃金は低いと言っことを盛ん
 にマスコミも含めて叫ん情勢的に
 は上げなくてはいけないという気
 運はあるけれどそれに取組む労働
 組合の取り組み次第で大幅賃上げ
 も難しくない。要求作りから大巾
 賃上げを勝取る。JMTUは2
 月27日に春闘を元気で取組もう
 という日比谷野音の集会も予定さ
 れています。オミクロンの感染拡

大でどうなるかという状態です。
 今の所リアルでやると考えてい
 ますので。関西の方は3月6日リ
 モートでやる事になっているらし
 いのですが東京東日本の方はやる
 というというので川崎支部も極力
 参加して元気で春闘に取組もう。
 そのため今日は臨時大会を進めて
 どうやって取組めば問題を解決し
 てして頂きたい。

定期大会以降の 活動総括(浅岡報告)

◎秋闘は三和エレクトロニクス分
 会が取組んで、子育て世代の生
 活支援で労使で話し合いを設ける。
 リフレッシュ休暇の使用期限の
 1年延長が実現しました。
 ◎年末一時金は日本シャッター分
 会だけで三和エレクトロニクス
 分会では年間要求になっていま
 す。

◎三和エレクトロニクス分会の拡
 大は新入社員や中途社員に必ず
 声かけを行い組合加盟を訴えて
 いますが拡大にはつながりませ
 んでした。

◎川崎支部の未組織宣伝は今ま
 で6回の宣伝を行いました。
 場所は久地駅と登戸駅で1時間
 宣伝をしています。今はマイク
 を使ったの宣伝をしています。
 宣伝内容は「全国最賃が28円
 上がりました。派遣・パート・
 契約社員も正社員にすること」
 と訴え川崎支部の知名度が上がっ
 てきているように感じられます。
 支部に電話が有りました。成果
 には至ってはいませんでした。

◎支部報の印刷はコピーに変えて
 います。仕上がりがとても良かつ
 た。コピーに変えたことでコス
 トが多くなることも考えました。
 調べるとそんなにも大幅に上が
 ることなく、問題が無ければ今
 後もコピーで行こうという事に
 しました。

◎組織拡大について、
 ①日本シャッター分会は、本社に
 30代と50代の社員入社。そ
 の方々に組合ニュースや支部報
 を渡すことが決まりました。一
 歩前進かなと思います。

週5日から週4日労働へ
三和エレクトロニクス分會

細谷あつ子

J M I T Uは先の秋闘で支部、分會に労働時間短縮の要求提出をするよう要請し、三和エレクトロニクス分會は7・75hの時短を要求しました。が、他社と比べても短いという会社の主張を崩せず改善できませんでした。23年間、1秒も短くなっていない状況です。

この労働時間短縮については、J M I T U単独ではとても無理ということで、全労連を巻き込み政府への労基法改正を迫る数年かけての取り組みを行う方針です。

年明けから、ヨーロッパを中心とする海外の労働時間短



縮のニュースに、『ニッポン、おくれてるー』を飛び越して、パラレルワールド!?ぐらゐの違いを感じています。

状況とお金が許すなら、今1番行きたい国であるスペインでは、政府が助成金をだして、企業が労働者の賃金を維持しつつ週4日労働制に移行する実証実験を開始しています。アイスランドでは実験も終わり、結果も良好で、試行後、アイスランドでは全労働者の86%が以前より短い勤務時間で働いているか、そうできる権利(労働組合が交渉する)をもつようになっていくそうです。ニュージーランドやフィンランド、イギリスでも労働時間短縮の方向ですし、企業が独自で導入している例もあります。日本より労働時間が長いアメリカでも下院に週4日労働制を導入する法案が提出されています。

こうしたニュースに触れるたびに感じるのは、生産性を重視した短時間労働こそ将来の働き方というだけでなく、政府も企業も、家族と過ごす時間、一人ひとりの幸せ、健康、趣味の時間、学習時間、

市民運動などへの参加時間の確保を労働時間短縮の目的にしていることです。退職した今、一番うれしいのは、太陽が出ている昼間の時間が自分のものだということです。美術館や映画館を出てからも散歩できるとか、土、日以外の混まない時間にいけるとか、単純にお天気がいいなあとか悪いなあとかを感じられる余裕があります。1年で7・75h、1日ぼっきりの時短じゃなくて、週5日から週4日への移行が世界では始まっている。働きながら、自分の時間に余裕を感じることができたらどれだけ幸せか。(今の私は、今後の生存時間と生存に必要な資金繰りへの不安があるので、『よゆうっ』と単純に叫べないですが)

このところ、企業は、多様性、柔軟性、個人の尊重などを語りますが、本当にそれを考えているなら、他社との比較はにおいて、独自の方向を打ち出してもいいのではないのでしょうか。「働くために生きる」から「生きるために働く」へのシフトチェンジが必要では。

なんぶせん

「我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力すること」▼これは厚労省が掲げる外国人技能実習制度の目的▼2020年11月15日午前、熊本県の農園で働いていた技能実習生のベトナム人のリンさんが、自宅で双子を死産。誰にも打ち明けられず、病院にもかかれず一人で出産する不安、恐怖、苦痛はどれほどのものだろう。そして死産の悲しみは▼2020年末までの約3年間で、妊娠や出産を理由に637人が技能実習を中断。再開できたのは11人だけと言う。技能実習制度は配偶者ら家族の滞在を原則認めておらず、結婚や妊娠、出産を想定していないという。若い彼らに、恋愛も妊娠もあって当然。しかし、この制度の実態は、若い外国人を低賃金で無権利状態で奴隷のように使い捨てる制度だ▼リンさんは死産して4日後に「遺体遺棄の容疑」で逮捕される。そして、熊本地裁・福岡高裁で共に有罪判決が下される。福岡高裁判決前にZOOMで集會に参加したが報告を聞いて、あまりにも理不尽だと思った▼ニッポン複雑紀行の望月優大さんなどが、ルポとして発信しています。是非読んでいただきたい。【平和でなくっちゃ】

年次有給休暇の時季指定義務??

2月13日の川崎支部臨時大会で、「年次有給休暇の時季指定」が話題になりました。小生も正確には調べたことがなかったため、これを機会に調べてみました。

取れない、取らない有給休暇

政府は、年次有給休暇取得率が低調な現状にあり、取得促進のため、労働基準法（以下 労基法）39条を改定しました。

有給休暇は、労基法39条5項で「使用者は、有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならない」となっています。**有給休暇をいつ取るかは労働者が決める**ということです。

経営者には、労働者に有給休暇を最低5日取らせる義務がある

ところが、有給休暇が1日も取得出来ないようなブラックな企業もあり、どうにかして取得させるために、今回（2019年4月より施行）労基法39条7項で「有給休暇の日数のうち5日については、1年以内の期間に、労働者ごとにその時季を定めることにより与えなければならない。」としました。つまり、**個々の労働者ごとに**最低でも5日の有給休暇を取得させなければならない。そのために、経営者が個々の労働者とよく相談した上で「時季を指定」（〇月〇日等）して有給休暇を取得させることを「義務」付けました。（全社一律で「時季」を決めることは、間違いです）そして罰則も付けられました。（5日以上有給休暇を取得している人には全く関係ない改定です。）

【細谷 静雄】

2019年世界各国の有給休暇取得状況 エクスペディアより



違反条項 (労働基準法)	違反内容	罰則規定 (労働基準法)	罰則内容
第39条第7項	年5日の年次有給休暇を取得させなかった場合 (※)	第120条	30万円以下の罰金
第89条	使用者による時季指定を行う場合において、就業規則に記載していない場合	第120条	30万円以下の罰金
第39条 (第7項を除く)	労働者の請求する時季に所定の年次有給休暇を与えなかった場合 (※)	第119条	6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

(※) 罰則による違反は、対象となる労働者に1人につき1罰となります。例えば会社が、3名の社員に年5日の年次有給休暇を取得させなかった場合、30万円×3名=90万円となります。

コロナ禍の今、景気回復には… 大幅賃上げと底上げ



地域での宣伝活動

新型コロナウイルス感染が長期化する中、「賃金が安くて生活が厳しい」と感じる労働者が多くなっています。コロナ禍でも大企業は大もつけして内部留保を増やし続け、財界中心となって賃金を抑え込みを進め、それを政府が後押ししてきた結果です。

また、経済協力開発機構に加盟する主要国の平均賃金について1

997年を100%とした場合に、2020年には88.9%と日本だけが下がり続けてきており、政府も認めざるを得ません。しかもガソリン代や食料品の物価が高騰しています。まともな生活をするためにもっと賃金を引き上げてほしい。これは働く仲間の切実な願いです。

職場では企業内最低賃金を1500円以上と要求すると同時に、全国一律1500円の最低賃金を政府に要求しています。

『22春闘で、みんなの声をひろげ、すべての仲間の大幅賃金引き上げの実現でくらしと景気をよくすること、そして雇用不安なく安心して働ける職場にするために一人でも悩まず、すぐに相談を』という内容のJMITU22春闘ピラを配布しました。

川崎支部では、JMITU22春闘ピラに、支部の連絡先やQRコードを印刷して宣伝を行いました。



宣伝には、マイクで訴えながら「憲法改悪を許さない全国署名」にも取り組みました。(宣伝行動には、5名が参加しました。)

ひとりの「仕方のない」からみんなで「変える」へ
まずは相談を！

川崎支部はJR久地駅宣伝後、神奈川県国民春闘共闘会議・神奈川労連が印刷した通称「変えるリーフ」を地域でポスティングしました。

リーフの内容は、労働組合は、働くものが手をとりあって声をあげ、くらしや働き方などの困難を前向きに変えていくところです。また、経営者や国、自治体などに私たちの声を届けることで、さまざまな権利や制度の改善ができます。

この間、労働組合ができること・実現してきたことを、いくつかのケース(実例)をあけて、詳しく述べています。

雇用形態を問わず政策・制度を変えるのは、「あなたのVOC

E-1

《矢部常次》

金属労働者のついで

2月27日 日 13時より
東日本集会
日比谷野外音楽堂にて

JMITUなどで構成する22春闘をともにたたかう金属労組懇談会は、「すべての仲間の賃上げと雇用の安定」でくらしと経済をたてなおそう！と集会を開催します。

コロナ禍ですが、最大限注意を払い集まり、団結の力で22春闘をあきらめないで「大幅賃上げ勝ち取ろう！」の決意の場にしませう。是非ご参加を。

第11回 原発ゼロへのカウントダウンINかわさき
3月13日(日)オンライン集会として実施
※当日11時以降、
Youtubeライブで視聴出来ます。

弁護士・映画監督の河合弘之さん、ジャーナリストの青木美希さん、福島原発かながわ訴訟の村田弘さんの講演、文化行事や市民団体のレポートがあります。

労働相談・労働組合作りはJMITU川崎支部へ、助け合い共済制度あり

拡大クロスワードパズル6907号 回答「ゼンセカイガテオトリアッテコロナタイサク」
(全世界が手を取り合ってコロナ対策)でした。

エ	キ	ガ⑥	ク		ナ⑩		4	ン	コ	ウ	チ
ン		イ		コ	ン	カ	ツ		ウ	シ	ン②
キ	ン	ジ	ト⑨	ウ		ル		ア	ナ	ロ⑮	グ
ン		ン		リ	ヤ	カ	ー		イ⑤		ル
	ク	ボ	チ		サ⑱	ン		①ゼ		チ⑰	マ
カ④		チ	ン	ボ	ツ		シ	ン	コ⑭	ン	
ル	イ⑱		ド	ロ		ハ	リ	セ③	ン	ボ	ン
テ⑬	ン	ア	ン		ア⑪		コ	ン		ツ⑫	
	カ	メ	ヤ	マ	ン	ネ	ン		ド		セ
カ		ン		オ⑧		ア		ム	ク	ド	リ
タ⑰	イ	ボ	ウ		ウ	ガ	イ	テ⑦	ア	ラ	イ
イ	ワ	ウ	チ	ワ		リ⑩		キ	ク⑳	イ	チ

応募者は5名で全員正解でした。
おめでとうございます。次回もどしどし応募して下さい。次回はナンバーズです。

当選者

- 石田洋司さん 合同分会 (図書カード)
- Aさん 支部報読者 (図書カード)
- 菅原祐三さん 支部報読者 (図書カード)
- 尾崎康尚さん 日本S分会 (図書カード)
- 長谷川綾子さん 三和家族 (クオカード)
- 澁谷裕之進さん 三和家族 (クオカード)

今後の日程

- 2月24日(木) 春闘統一要求日
- 26日(土) 第1回拡大中央闘争委員会(中央本部3F会議室) 11:00~
労働相談(支部事務所) 13:00~
気候危機打開シンポジウム(建設プラザ2Fホール) 13:30~
- 27日(日) 東日本集会(日比谷野外音楽堂:1000人規模を目標)
- 28日(月) 3・1ピクニックデー(日本原水協全国集会) オンライン集会 13:00~
- 3月01日(火) 3・1ピクニックデー オンライン集会 13:00~15:30
- 02日(水) 第8回書記局会議(支部事務所) 19:00~
回答確約行動和9:00~ 松永10:30~ 日本高周波12:30~
富田14:30~ スチールセンター15:30~ フジイ16:30~
- 05日(土) 労働相談(支部事務所) 13:00~
- 08日(火) 川崎労連幹事会(産業振興会館) 18:30~
- 09日(水) 春闘統一回答指定期
第14回支部執行委員会及び支部報編集会議日程 調整中
- 10日(火) 第一次統一行動(スト)
- 12日(土) 22春闘全国統一闘争推進会議(滝野川西区民センター) 14:00~
労働相談(支部事務所) 13:00~
- 13日(日) 第11回原発ゼロへのカウントダウンINかわさき オンライン集会
- 19日(土) 未組織宣伝(登戸連絡通路) 10:00~
労働相談(支部事務所) 13:00~
- 22日(火) ワーカーズネット街頭相談(溝の口デッキ) 19:00~
- 23日(水) 第6909号支部報作業日(支部事務所) 13:00~
第15回支部執行委員会(支部事務所) 19:00~
- 26日(土) 労働相談(支部事務所) 13:00~